

後期高齢者医療被保険者証 更新のお知らせ

現在お使いの被保険者証は、7月31日で有効期間が満了します。新しい被保険者証は、7月下旬に郵送しますので、ご確認ください。

8月からは、新しい被保険者証をご使用ください。

※住民税非課税などにより交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」も7月31日で有効期間が満了します。

引き続き交付を受ける場合は、町民生活課で更新の手続きをしてください。

☎町民生活課 72-6933

重度心身障害者医療費 受給者の皆さんへ

現在お使いの受給者証は、7月31日で有効期間が満了します。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要ですので、忘れずに手続きを行いましょ。

●受付日時

7月27日(火)・28日(水)・
29日(木)

午前9時～午後5時15分

※28日は窓口延長に伴い午後
7時15分まで

●受付場所

健康福祉課

●必要なもの

- ・ 重度心身障害者医療費受給者証
(ピンクのカード)
- ・ 障がい者手帳
- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑

☎健康福祉課 72-6934

父子家庭の方にも 児童扶養手当が支給されます!!

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月から父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには認定請求が必要です。

平成22年11月30日まで申請の猶予期間が設けられていますので、次の支給要件に該当するお子さんがいらっしゃる方は忘れずに手続きをしてください。

●支給要件

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が一年以上遺棄している子ども、母が一年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

申請する方によって必要書類が異なります。詳しくは役場健康福祉課までお問い合わせください。

☎健康福祉課 72-6934

ひとり親家庭医療費受給者の皆さんへ

現在お使いの受給者証は、7月31日で有効期限が満了します。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要ですので、忘れずに手続きを行いましょ。

●受付日時

7月21日(水)午前9時～午後7時15分
7月22日(木)午前9時～午後5時15分

●受付場所

健康福祉課

●必要なもの

- ・ ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ ひとり親家庭医療費受給者証(青色のカード)
- ・ 受給者と児童の健康保険証
- ・ 受給者と児童の戸籍謄本
(児童扶養手当受給者は除く)
- ・ 児童扶養手当証書(手当受給者のみ)
- ・ 平成22年度所得証明書(平成22年1月1日現在、小野町に住所を有していなかった方のみ)
- ・ 児童の父または母が障がい者の場合のみ、診断書または障がい者手帳

☎健康福祉課 72-6934